

## 日南市条件付一般競争入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事及び委託業務（以下「建設工事等」という。）の請負契約に係る条件付一般競争入札の実施に関し、日南市財務規則（平成21年日南市規則第50号。以下「財務規則」という。）及び日南市契約事務取扱規程（平成21年日南市訓令第15号。以下「事務取扱規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定による入札方法をいう。

2 この要領において「事後審査型」とは、条件付一般競争入札のうち、入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を入札後に行う方法をいう。

3 この要領において「簡易型」とは、条件付一般競争入札のうち、前項に規定するものを除き、簡易な資格を定めて行う一般競争入札をいう。

### (対象)

第3条 事後審査型条件付一般競争入札に付する建設工事等は、等級区分のある建設工事で設計金額が4,500万円以上（ただし、建築一式工事については、設計金額が9,000万円以上）、等級区分のある建設工事以外で設計金額が3,000万円以上で、日南市指名競争入札参加者資格等審査委員会規程（平成21年日南市訓令第17号）第1条に基づき設置された日南市指名競争入札参加者資格等審査委員会（以下「指名審査委員会」という。）が決定した建設工事等とする。ただし、事後審査型条件付一般競争入札に付する特別な理由があると市長が認めるときは、指名審査委員会の決定により、設計金額が4,500万円未満であっても事後審査型条件付一般競争入札とすることができる。

2 前項に規定するもののほか、簡易型条件付一般競争入札に付する建設工事は、等級区分のある建設工事で設計金額が4,500万円未満（ただし、建築一式工事については、設計金額が9,000万円未満）、等級区分のある建設工事以外又は委託業務で設計金額が3,000万円未満とする。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する建設工事等で指名審査委員会において決定した場合は、指名競争入札により行うことができる。

### (発注基準)

第3条の2 条件付一般競争入札において、一定の入札参加者による競争性及び対象の建設工事等の適正な品質を確保するため、別表のとおり、発注する対象の建設工事等の基準を定める。

### (入札参加資格)

第4条 市長は、入札に参加する者（共同企業体（以下「JV」という。）の構成員を含む。）に共通して必要な資格として、次のとおりとする。

(1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 建設工事及び建設関連業務について、指名資格要綱第5条に規定する名簿に登載されたものであること。
  - (3) 入札公告日から入札日までのいずれの日においても、指名資格要綱第9条に規定する指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更正手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該手続開始決定後、指名資格要綱第3条による認定を受けている者であること。
  - (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは、国税、地方税その他の公課について滞納処分に執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
  - (7) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札参加制限基準（平成25年決裁）に規定する系列関係にある者（同一のJVの構成員である場合は除く。）が、同一入札に参加していないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、建設工事に係る入札に参加するものに共通して必要な入札参加資格は次のとおりとする。
- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。（以下「法」という。）第7条又は第15条の規定に基づく建設業の許可及び、法第27条の23第1項に規定する経営審査（審査基準日が入札執行日前1年7か月以内のものに限る。）を受け、対象工事の施工に必要な同種工事における法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の点数を有していること。
  - (2) 市が発注する建設工事の施工実績がある者にあっては、当該年度及び前年度の工事成績の平均が共に60点以上であること。
  - (3) 建設工事に係る設計業務等の受託者でないこと及び次に掲げる事項に該当する者でないこと。
    - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
    - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- 3 前2項に規定するもののほか、建設工事等の業務ごとに、次の各号に規定する事項を入札参加資格として定めることができるものとする。
- (1) 事業所の所在地に関する事項
  - (2) 対象工事の施工に必要な同種工事における総合評定値の点数
  - (3) 指名資格要綱第3条に規定する等級区分に関する事項
  - (4) 建設工事等類似の工事又は業務の実績に関する事項
  - (5) 対象工事等に配置予定の技術者に関する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項

4 JV又は事業協同組合として建設工事に係る入札に参加する場合には、その構成員、又は組合員である者は当該入札に参加することができないものとする。

(事業所の所在地に関する事項の設定の基本的考え方)

第5条 入札参加資格として事業所の所在地に関する事項の設定に当たっては、市内に主たる営業所（本店）を有する者（以下「市内業者」という。）を原則とする。

ただし、市内業者が少数の場合、又は、特殊な工事である等の理由により市内業者では競争性が確保できないと認められる場合には、市内業者以外の者を入札に参加させることができる。

(最低制限価格の設定)

第6条 この要領による入札においては、最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

(入札参加資格等の決定)

第7条 入札参加資格及び入札参加資格に関する技術的事項は、指名審査委員会の審査を経て、決定するものとする。

2 前項の審査を受けようとするときは、条件付一般競争入札参加資格調書（別記様式第1号）を指名審査委員会に提出するものとする。

(公告)

第8条 市長は、条件付一般競争入札により対象工事に係る契約を締結しようとするときは、令第167条の6第1項及び財務規則第111条第3項に規定する事項について公告するものとする。なお、公告は、掲示及び日南市ホームページへの掲載によるものとする。

2 前項に係る入札公告は等級区分のある建設工事に係るものは別添1の例に、等級区分のある建設工事以外に係るものは別添2の例によることとし、条件付一般競争入札公告共通事項書は建設工事に係るものは別添3の例に、建設関連業務に係るものは別添4の例によるものとする。

3 第1項の公告は、それぞれ次に掲げる日までに行うものとする。

(1) 予定価格が4,500万円以上の建設工事 入札日の前日から起算して15日前（日南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成21年日南市条例第36号）第9条に規定する休日及び8月13日から8月15日までの日を除く。以下日数の規定において同じ。）

(2) その他の建設工事及び建設関連業務 入札日の前日から起算して10日前（入札説明書等の閲覧等）

(入札説明書等の閲覧)

第9条 前条の公告においては、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

(1) 入札公告の写し

- (2) 条件付一般競争入札公告共通事項書
  - (3) 特記仕様書
  - (4) その他、業務の内容を把握するために必要と認められる設計書及び工事図面等の資料  
(以下「その他資料」という。)
- 2 入札説明書等は、原則として日南市ホームページに掲載するものとする。  
ただし、掲載することが技術的な理由等により困難な場合は配付又は閲覧を行う。

(入札説明書等に関する質問及び回答)

第 10 条 入札説明書等に関する質問は、公告日から入札日の 4 日前まで受け付けるものとする。

- 2 質問に対する回答は、入札日の 2 日前までに行うものとする。

(入札参加手続)

第 11 条 入札に参加しようとする者が J V である場合は、入札日の 4 日前までに条件付一般競争入札参加申込書（別記様式第 2 号）及び共同企業体協定書を提出しなければならない。

- 2 入札書提出時に日南市予定価格事前公表実施要領（平成 21 年日南市契約管財課定め）第 5 条の規定により内訳書を提出することとされている建設工事等にあっては、内訳書を提出しなければならない。

(入札の執行)

第 12 条 削除

(落札候補者の決定等)

第 13 条 事後審査型条件付一般競争入札の開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格で入札した者を、落札候補者とし、入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留するものとする。

- 2 前項の最低価格で入札した者が 2 者以上いる場合においては、抽選により入札参加資格確認の順位を決定する。

(入札参加資格確認申請)

第 14 条 前条第 1 項により落札候補者となった者は、入札参加資格確認申請書（別記様式第 3 号又は第 4 号。以下「申請書」という。）及び建設工事又は建設関連業務ごとにそれぞれ次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）を提出するものとする。

(1) 建設工事

- ア 同種工事施工実績調書（別記様式第 5 号）
- イ 配置予定技術者等の資格・工事実績調書（別記様式第 6 号）
- ウ 経営事項審査結果通知書の写し
- エ その他入札参加資格を確認するために公告において提出を求める書類

(2) 建設関連業務

- ア 同種業務実績調書（別記様式第 7 号）

- イ 配置予定技術者等の資格・業務実績調書（別記様式第8号）
  - ウ その他入札参加資格を確認するため公告において提出を求める書類
- 2 申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）の提出は、落札日の翌週の月曜日の午前中（期限日が休日の場合は、火曜日の午前中）までに持参するものとする。
- 3 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出は認めないものとする。
- 4 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は資格確認のために市長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者がした入札は無効とする。
- 5 資格確認は、申請書等が提出された後、ただちに総合政策部財政課（以下「財政課」という。）で行うものとする。ただし、資格確認に疑義が生じた場合は、この限りでない。

#### （落札者の決定）

- 第15条 市長は、資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定し、当該確認結果を入札参加資格確認結果通知書（別記様式第9号。以下「確認通知書」という。）により落札者に通知するものとする。
- 2 市長は、落札候補者に入札参加資格がないとした場合においては、確認通知書により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。
- 3 落札決定から契約締結までに、暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるものであることが判明した場合には当該落札決定を取り消し、契約を締結しないものとする。

#### （入札参加資格がないとした者に対する理由の説明）

- 第16条 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、当該通知を受理した日から3日以内に、市長に対して書面により入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- 2 市長は、前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日から3日以内に、当該説明を求めた者に対して書面により回答するものとする。
- 3 前項の回答に当たり、入札参加資格があると認める場合には、第7条の規定により当該入札に係る入札参加資格を審査した指名審査委員会を経て、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、入札参加資格があるとする確認通知書により回答するものとする。
- 4 前項の場合に第17条第2項の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（別記様式第10号）により当該他の落札候補者に通知するものとする。

#### （次順位者の資格確認）

- 第17条 市長は、落札候補者の資格確認を行い、入札参加資格がないとした場合は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、当該落札候補者の次に最低の価格を入札した者又は第13条第2項により決定した次の順位の者を落札候補者として資格確認を行うものとする。

2 前項の規定による資格確認は、入札参加資格がないとされた落札候補者に第15条第2項に規定する通知をした日から行うことができる。

ただし、当該落札候補者から第16条第1項に規定する説明を求める書面を受理したときは、資格確認を中断するものとし、第14条第5項に規定する期間を算定するに当たり、当該中断の期間を除くものとする。

(費用の負担)

第18条 第14条に規定する申請書等及び第16条に規定する書面（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- 2 提出書類は、入札参加資格確認以外の目的に使用しないものとする。
- 3 提出書類は、返却しない。

(入札の無効)

第19条 規則第121条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) この要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- (4) 工事費内訳書の提出を要する建設工事について、工事費内訳書又は理由書の提出が必要な場合の当該理由書を提出していない者のした入札

(入札結果公表)

第20条 条件付一般競争入札に付する建設工事等については、別に定めるところにより、入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成21年3月30日から施行する。

附 則（平成22年4月12日公表）

この要領は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日公表）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日公表）

この要領は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年3月8日公表）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月24日公表）

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日公表）

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日南市条件付一般競争入札実施要領の規定は、令和7年4月1日以後に広告する条件付一般競争入札について適用し、同日前に広告する条件付一般競争入札については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和8年1月21日公表）

この要領は、公表の日から施行する。

#### 別表（第3条の2関係）

##### 1 土木一式工事

予定価格	構成	等級	地域要件	建設業の許可区分	主任技術者等の要件	一般競争入札の種類
1,500万円以上	単独	A	市内に営業所（本店）を有すること。	特定 又は一般	(4,500万円以上) 建設業法に定める1級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。	(4,500万円以上) 事後審査型 一般競争入札
700万円以上 3,000万円未満	単独	B		一般	(4,500万円未満) 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。	
400万円以上 1,500万円未満	単独	C		一般	ただし、契約金額が4,500万円未満となる場合、専任で配置する必要はない。	
800万円未満	単独	D		一般		(4,500万円未満) 簡易型 一般競争入札

##### 2 建築一式工事

予定価格	構成	等級	地域要件	建設業の許可区分	主任技術者等の要件	一般競争入札の種類
1,700万円以上	単独	A	市内に営業所（本店）を有すること。	特定 又は一般	(9,000万円以上) 建築士法にいう1級もしくは2級建築士、又は1級もしくは2級建築施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。	(9,000万円以上) 事後審査型 一般競争入札
3,400万円未満	単独	B		一般	(9,000万円未満) 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。 ただし、契約金額が9,000万円未満となる場合、専任で配置する必要はない。	

### 3 電気工事

予定価格	構成	等級	地域要件	建設業の許可区分	主任技術者等の要件	一般競争入札の種類
500万円以上	単独	A	市内に営業所(本店)又は本店の権限を委任した支店等を有すること。	特定 又は一般	(4,500万円以上) 建設業法に定める1級電気工事施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。  (4,500万円未満) 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。 ただし、契約金額が4,500万円未満となる場合、専任で配置する必要はない。	(4,500万円以上) 事後審査型 一般競争入札
1,000万円未満	単独	B		一般		(4,500万円未満) 簡易型 一般競争入札

### 4 法面工事

予定価格	構成	等級	地域要件	建設業の許可区分	主任技術者等の要件	一般競争入札の種類
500万円以上	単独	A	市内に営業所(本店)を有すること。	特定 又は一般	(4,500万円以上) 建設業法に定める1級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。  (4,500万円未満) 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。 ただし、契約金額が4,500万円未満となる場合、専任で配置する必要はない。	(4,500万円以上) 事後審査型 一般競争入札
1,000万円未満	単独	B		一般		(4,500万円未満) 簡易型 一般競争入札

### 5 管工事

予定価格	構成	等級	地域要件	建設業の許可区分	主任技術者等の要件	一般競争入札の種類
700万円以上	単独	A	市内に営業所(本店)又は本店の権限を委任した支店等を有すること。	特定 又は一般	(4,500万円以上) 建設業法に定める1級管工事施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。  (4,500万円未満) 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。 ただし、契約金額が4,500万円未満となる場合、専任で配置する必要はない。	(4,500万円以上) 事後審査型 一般競争入札
1,400万円未満	単独	B		一般		(4,500万円未満) 簡易型 一般競争入札

## 6 解体工事

予定価格	構成	等級	地域要件	建設業の許可区分	主任技術者等の要件	一般競争入札の種類
700万円以上	単独	A	市内に営業所(本店)を有すること。	特定 又は一般	(4,500万円以上) 建設業法に定める1級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。  (4,500万円未満) 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。 ただし、契約金額が4,500万円未満となる場合、専任で配置する必要はない。	(4,500万円以上) 事後審査型 一般競争入札
1,400万円未満	単独	B		一般		(4,500万円未満) 簡易型 一般競争入札

## 7 水道施設工事

予定価格	構成	等級	地域要件	建設業の許可区分	主任技術者等の要件	一般競争入札の種類
700万円以上	単独	A	市内に営業所(本店)を有すること。	特定 又は一般	(4,500万円以上) 建設業法に定める1級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。  (4,500万円未満) 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。 ただし、契約金額が4,500万円未満となる場合、専任で配置する必要はない。	(4,500万円以上) 事後審査型 一般競争入札
1,400万円未満	単独	B		一般		(4,500万円未満) 簡易型 一般競争入札

## 8 舗装工事

予定価格	構成	等級	地域要件	建設業の許可区分	主任技術者等の要件	一般競争入札の種類
300万円以上	単独	A	市内に営業所(本店)を有すること。	特定 又は一般	(4,500万円以上) 建設業法に定める1級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。  (4,500万円未満) 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。 ただし、契約金額が4,500万円未満となる場合、専任で配置する必要はない。	(4,500万円以上) 事後審査型 一般競争入札
600万円未満	単独	B		一般		(4,500万円未満) 簡易型 一般競争入札

## 9 測量工事

予定価格	構成	等級	地域要件	建設業の許可区分	管理技術者等の要件	一般競争入札の種類
300万円以上	単独	A	市内に営業所(本店)を有すること。	特定 又は一般	地籍調査管理技術者、地籍主任調査員又は測量士のいずれかの資格を有する者を、管理技術者として専任で配置すること。	(4,500万円以上) 事後審査型 一般競争入札
600万円未満	単独	B		一般		(4,500万円未満) 簡易型 一般競争入札